

フリーぺーぺー

2013年 8月号

カイケイ

2013年8月12日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.cc.jp
URL <http://www.kaikei.co.jp>



所長コメント

8月6日 広島は68年目の原爆の日を迎えた。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則は日本の国是として昭和51年に国会で採決された。

しかし、持ち込ませずは現実には守られていらない。

近隣の中国や北朝鮮が核兵器を開発し、その脅威をちらつかせている中で、国民を守る政府は対抗せざるを得ない。

どこかの政党のように非武装、中立などを無責任なことは言えない。あくまで非核三原則は理想であり、目標だ。日本だけ無防

備だということはできない。

しかし核兵器がもし再び使われたら、第3、第4の広島、長崎が再現されるのも事実だ。

あの日の地獄を、その後の被爆者の苦しみをぜひ伝承しないといけない。

賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ。

この歴史を伝えていくことが大切だ。

世界中から、核兵器が無くなるまで。

社長の仕事

税理士
大場史郎

ネット社会

ヤマト運輸がパソコンやプリンターの修理に乗り出している。得意のきめ細かい物流を生かして、顧客のところまで故障した機器を取りに行き、自社の修理センターに配送し、また元の顧客のところまで届ける。ユーザにとってはパソコン等の使えない時間が大幅に短縮されること。持ち前のフットワークの良さを生かしたビジネスモデルだ。

昨今、ネット販売が増えている。この業態の弱点は地元に販売店がないので、修理やメンテナンスが弱いこと。しかし、その弱点をヤマト運輸のような業者が補えば、逆に長所になる。通販業者は高い家賃を払って、店舗を構える必要もなく、人件費も削減できる。販売価格では店舗販売の業者より絶対有利だ。同じように無店舗を売りにする、ソニー銀行やセブン銀行なども固定コストの安さを生かし、金利や手数料に差をつけて伸びている。

同じようにこれから伸びると思われるのが、身近にあって、24時間営業しているコンビニだ。特に高齢化社会を迎えるにあたって、需要が増えると思われる。

年金の出し入れや税金などの払いも銀行に行かなくてもコンビニで行える。1人分の食材も温めるだけの状態で購入でき、ところによれば配達もしてくれる。

今後、圧倒的数の多さ、24時間開いているという利点を生かして、在宅介護の支援センターや交番のような役割を果たすかもしれない。もちろんさまざまな法律の改正や規制緩和が行われることだが。このようなことが可能になったのは、根本にインターネットの発達による双方向の情報のやり

取りが安価にできるようになったからだ。

世界中がネットワークで繋がり、瞬時に情報の伝達や欲しい情報の検索ができる。

若い社員が、「昨夜、タイの友人と北京の友人と3人でネットでテレビ電話を3時間した。」という。それで今日は寝不足だとほざく。3時間の長電話も呆れるが、素人がインターネットに接続しさえすれば、無料でテレビ会議ができるという時代に改めて驚く。私はその方法は理解できませんが。

運送会社がフットワークの良さを生かし電気店の仕事をしたり、通販業者のバックヤードとして在庫管理から発送を請け負ったりしている。コンビニも物品販売から、銀行の窓口更には役所の支所的役割などサービス分野で進化してきた。およそ10年前には考えられなかった。

当事務所の関与先でも運送業者の方は数社おられます。しかし、利益が出ていない。燃料高騰、年々厳しくなる安全規制に対応する負担、なのに上がらない売上単価、単に荷物を右から左へ、北から南へ運ぶだけでは足元を見られる。そこに何らかの付加価値を付けないと利益は出せない。同様に我々のアナログ的ビジネスもこの時代の流れに乗って進化して行かないと未来はない。特に事務業務は大幅に合理化され変わるだろう。そしてインターネットをうまく使った一部の業者が大きく伸び、他の多くの業者はその軍門に下るか、廃業するかの選択を迫られるだろう。唯一特殊な技能を持った者のみ生き残ることができる。

まさにネット社会とはこのような厳しい社会だと思います。



“遺留分減殺請求権”

Aさん：「遺留分減殺請求権」ってどういう意味？

わたし：「遺留分」は、兄弟姉妹以外の法定相続人に、法律上留保される（被相続人の遺言等によって奪うことができない）ことが保障された相続財産に対する割合のことだよ。で、「遺留分減殺請求権」は、被相続人がした遺言や生前の贈与（原則として、相続開始前の1年間にした贈与に限る。）によって兄弟姉妹以外の法定相続人の遺留分が侵害された場合に、侵害された遺留分を回復するために必要な限度でその遺言や贈与の効力を消滅させることを請求する権利のことだ。なお、兄弟姉妹には遺留分はないからね。

Aさん：まだほんやりとしか分からぬ。

わたし：具体例で説明するね。例えば、夫A、妻B、長男C、長女Dの家族で、夫Aが死亡し、相続財産は、土地・建物（評価額9,000万円）、預貯金（3,000万円）の合計1億2,000万円とする。この場合、妻Bの遺留分は1億2,000万円×1/2×1/2=3,000万円、長男Cの遺留分は1億2,000万円×1/2×1/4=1,500万円、長女Dの遺留分は1億2,000万円×1/2×1/4=1,500万円になる。被相続人（夫A）が遺言で、「妻Bに土地・建物を、長男Cに預貯金全部を相続させる。」とした場合には、まったく相続財産を得られなかつた長女Dは、妻Bと長男Cに対して、遺留分1,500万円に相当する財産を確保するために、この遺留分1,500万円の権利を主張して遺留分減殺請求ができるんだ。

Aさん：遺留分減殺請求はいつまでにしないといけないの？

わたし：相続の開始（夫Aの死亡）及び減殺請求しようとする贈与等があったことを知った時から1年以内に行使しないと、遺留分減殺請求権は時効で消滅するんだ。また、相続開始（夫Aの死亡）の時から10年経過したときも消滅するよ。

Aさん：そう。ところで、遺留分減殺請求は裁判上でしないと効力がないの？

わたし：いや、先の例でいうと、長女Dは、妻Bと長男Cに対して、必ずしも裁判上で請求する必要はなく、裁判外で請求（例えば内容証明郵便等で意思表示）すれば法律上当然に減殺の効力を生ずると解されているんだ。でも、けっこう複雑だから、減殺請求する場合は、専門家に相談してね。

キャリアアップ助成金

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実



キャリアアップ助成金とは、有期契約の労働者や短時間勤務の労働者、派遣労働者など、正社員以外の労働者について、事業所内で研修実施したり、待遇改善など事業所でキャリアアップの制度を設けた場合に支給される助成金です。

コース名	内容	支給金額（中小企業）
正規雇用等転換	正規雇用等に転換または直接雇用した場合	有期→正規：1人40万円 有期→無期：1人20万円 無期→正規：1人20万円
人材育成	一般職業訓練(OFF-JT) または OFF-JT+OJTを組み合わせた3~6ヶ月の職業訓練を行った場合	OFF-JT1人当たり 賃金：1H当たり800円 経費：上限20万円 実施：1H当たり700円
待遇改善	すべての有期契約労働者の基本給の賃金テーブルを作成し、3%以上の増額改定した場合	1人当たり1万円
健康管理	法律で義務づけされていない有期労働者等に健康診断を1人以上受けさせた場合	1事業所40万円
短時間正社員	短時間正社員に移行させた、または短時間正社員を採用した場合	1人当たり20万円
パート労働時間延長	週所定労働時間を25時間未満から30時間以上にした場合	1人当たり10万円

パート労働者を正社員に登用したいなど、お考えの経営者の皆様、活用ください。



自社株式の移転に係る税金についてのお話をします。

移転の方法として、売買、贈与、相続の三つが考えられます。

売買、贈与、相続のいずれの方法においても、自社株の一株当たりの金額をいくらに設定するのかという問題が発生します。

中小企業などの非上場株式を同族の後継者に移転する場合の株価の価額の計算については、相続税で財産の価額の算定に使う財産評価基本通達に記載された方法により計算した金額(時価)を使って行います。

会社の株式は、その会社が毎年順調に利益を計上して行ったとした場合の一株当たりの株の価値は年々増加していきます。場合によっては10倍20倍それ以上にもなります。

通常自社株とは他人に売却するわけにもいかないから現金化も出来ない悩みの種となる財産です。

まず、売買についてですが、売却する親に対して売却益に20%の所得税が課税されます。

ちなみに、親からすれば、持っていた自社株はなくなり、子供からの税金控除後の買取り資金分ほど現金が増えますので売却時は大きく資産の増減はないですが、その現金を生活資金に充てたり、その資金をもって他の相続税対策を行ったりすることで、自社株なら相続財産として残った

はずの財産を減らすことが出来、メリットがあるといえます。ただし、子供の買取り資金をどこから捻出するかという問題は発生します。

また時価より安く売却する場合、子供に贈与税がかかる可能性があり、注意が必要です。

次に、贈与により親から子供へ移転させる場合、一年間で移転させる株式の金額が110万円を超える部分に対して、累進税率により子に贈与税が課税されます。

また、相続による移転についてですが、こちらは親が亡くなられた時のすべての相続財産の価額と法定相続人の数などによって税金が計算されます。こちらも金額により税率は高くなっていきます。

現オーナーにたくさんの資産があり、相続税の税率が高くなりそうな場合は、面倒でも毎年、その相続税の税率より低い税率の範囲で贈与税を払ってでも自社株を移転させておくことも検討する余地はあります。

いずれにしても、会社の株価、現オーナーの年齢、現オーナーの財産、相続人の状況などから検討して、計画的な移転を行う必要があります。手段によって、負担額は場合によってはかなり変わってきます。是非ともまだ具体的に自社株の移転を検討されていないオーナー様は一度相続税のシミュレーションをされることをお勧めいたします。

パソコン Rescue レスキュー

毎朝、パソコンを自動起動する



担当：藤井俊之

朝にパソコンの電源スイッチを入れてから、パソコンが使用できる状態になるまでしばらく待つのを感じことがあります。毎日ほぼ一定の時刻にパソコンを起動するのであれば、自動起動の設定を試してください。

パソコンの自動起動は、Windowsのパソコンでは、BIOS画面で設定します。BIOS画面は、パソコンの電源を入れてすぐに[Delete]キーなど特定のキーを押すと表示できます。BIOS画面のメニューの中で、電源(POWER)に関する項目を探して、起動時刻を設定します。

※ BIOS起動のためのキーはパソコンによって違います。詳しくはマニュアルをご確認ください。

BIOSによる自動起動の設定はそれぞれのパソコンのBIOSにより違いがあります。自動起動するかしないかだけを設定できる場合と、週日(月～金)と週末(土・日)別々に設定できる場合があります。起動の時刻を設定してBIOS画面を保存・終了します。

※ BIOSによっては、自動起動の機能自体がない場合もあります。

なお、BIOSによる自動起動を設定するときは、BIOSの時計が合っているかどうかを確認してください。

※ BIOSはパソコンの起動時にハードウェアを制御するものです。自動起動とは関係のない項目を変更しないように気を付けてください。

※ BIOSによる自動起動は、パソコン本体に常に電源が供給されていることが前提となります。



税務 交際費の税制改正

担当:吉村千花子



みなさんは今まで交際費が全額経費になっていなかったことをご存じですか？

今までの税制では中小法人等が支出する交際費等について、経費として認められる金額の限度は600万円で、さらにその金額の90%分を経費にできました。全額経費にできる交際費は1人あたり5,000円以下の飲食代のみでした。

700万円の交際費 → 600万円 × 90% = 540万円 が経費 160万円が課税対象

600万円の交際費 → 600万円 × 90% = 540万円 が " 60万円が "

500万円の交際費 → 500万円 × 90% = 450万円 が " 50万円が "

平成25年度税制改正大綱で、「交際費等の損金不算入制度の中小法人に係る損金算入の特例について拡充」が行われました。

改正では、**限度額が800万円まで引き上げられ、全額経費にできるようになります**。これは平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度より適用されます。交際費が800万円以下であれば、全額経費になるわけです。

限度額が600万円から800万円に引き上げられたことは、今まで年間600万円以上交際費を計上していた方しかあてはまらないので、大半の方があてはまらないかもしれません。しかし、交際費の10%は課税対象だったので、交際費がほとんどかかるない中小法人の方でも、あてはまる方が多いのではないでしょうか。

少しでも多く交際費を使って、仕事をつかまえて、アベノミクスで明るくなった日本の景気をさらに良くしたい…という期待からの税制改正かもしれません。

税務 固定資産における新築住宅の軽減措置について

担当:宮本佳依



新築された住宅が次の要件を満たすときは、新築後一定期間、固定資産税額が2分の1に軽減されます。

なお、都市計画税にはこの軽減はありません。

1 要件

居住割合	居住部分の割合が2分の1以上であること。
床面積	居住部分の床面積(注1)が50平方メートル(注2)以上 280平方メートル以下であること。

(注1)マンションなどの居住部分の床面積は、「各戸の床面積+廊下・階段等の共用部分の床面積を各戸の床面積割合によって按分した床面積」で判定します。

(注2)アパートなどの共同賃家住宅は、40平方メートル。

2 軽減される範囲

(1)専用住宅(専ら居住の用に供する家屋)

120平方メートルまでの部分に相当する税額

(2)併用住宅(一部を居住の用に供する家屋)

居住部分のうち120平方メートルまでの部分に相当する税額

3 軽減される期間

(1)一般の住宅((2)以外の住宅)

新築後3年度間(認定長期優良住宅(注3)の場合は新築後5年度間)

(2)3階建て以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅

新築後5年度間(認定長期優良住宅(注3)の場合は新築後7年度間)

(注3)「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた住宅

税務 圧縮記帳をした場合の消費税について

担当:春木円加

タクティクス7月号で「補助金や保険金等で固定資産等を購入した場合の圧縮記帳」についてご紹介しました。今回はその場合の消費税の取り扱いについてご紹介します。



消費税の課税標準(税金の計算の基礎になる金額のことをいいます)は、「課税資産の譲渡等の対価の額、すなわち、資産の譲渡、資産の貸付や役務の提供について受取る金額又は受取るべき金額(消費税相当額及び地方消費税相当額は含まれません)」とされています。ちょっと難しい表現ですね。わかりやすく言いますと、資産を売ったり貸したり、サービスを提供するために実際に授受された金銭や金銭以外の額が、消費税を計算するための基礎になる金額、ということになります。これに加えて、国内において行われた取引であること、事業者が事業として行うものであること、ということも条件になります。

圧縮記帳をする場合、資産を購入するわけですから、実際には受け取る側ではなく、支払う側になります。この支払った消費税等は消費税の確定申告の際に、課税標準を基に計算された消費税額から差し引くことができます。ここでは、圧縮記帳をする際に支払う消費税等の額がどのような金額を基準として計算されるか、状況別にご紹介します。

まず、105万円(本体価格100万円、消費税等の金額5万円)の資産を購入するために105万円全額を支払ったとします。この場合、本体価格に相当する100万円が消費税の対象になります。その後において補助金を受けても、補助金に対して消費税はかかりません。

受け取った補助金や保険金は非課税売上ではなく、いわゆる不課税売上となり、課税非課税の区分に関係しません。(ちょっと難しいかも)

一方、105万円の資産を購入するために84万円は直接支払い、残りの21万円は国や地方公共団体から直接販売元に支払われた場合には、実際に支払った84万円のうち本体価格に対応する部分の80万円($84\text{万円} \times 100/105$)が消費税の対象になります。補助金については販売元に支払われるわけですから、消費税についても考慮する必要はありません。

このように、消費税は、課税売上から課税仕入を控除して計算します。利益に対して課税される法人税や所得に対して課税される所得税とは異なります。こう考えていただければ、赤字の法人は均等割のみの納付なのに、消費税は多額に支払わなければいけなくなったり、逆に法人税は、課税されるのに消費税は還付されたりする理由も少し理解していただけるのではないかでしょうか。

税務 親から金銭を借りた場合

担当:田熊美里

親と子、祖父母と孫など特殊の関係がある人相互間における金銭の貸借は、その貸借が、借入金の返済能力や返済状況などからみて真に金銭の貸借であると認められる場合には、借入金そのものは贈与にはなりません。



しかし、その借入金が無利子などの場合には利子に相当する金額の利益を受けたものとして、その利益相当額は、贈与として取り扱われる場合があります。

なお、実質的に贈与であるにもかかわらず形式上貸借としている場合や「ある時払いの催促なし」又は「出世払い」というような貸借の場合には、借入金そのものが贈与として取り扱われます。

(相基通9-10)

贈与税とされないために

- ・借入金は返済可能な額にすること。
- ・返済年数や利率、返済方法などを明記した借用書を作成すること。
- ・実際に返済し、利息も支払う。
- ・現金での返済ではなく、銀行振り込みにて返済し、証拠を残しておく。

※通常、個人間では、常識を超えない借入金の場合、無利息でも認められますが、相手が法人であれば利息を取らないと否認されます。

花子33歳

おおばいろ

キラ 参上



~トレンドを読む~

担当 大場史郎

身近な節税策

関与先から、利益が出たときの節税策についてよく質問されます。中小企業の場合、財政基盤がぜい弱なので、できるだけいざという時に換金がしやすいもので、節税したいですね。仕事に直接関係ない高級車を買ったりして節税するのは取引先や従業員に反感を買うだけで推奨できません。そこで私が勧めるのは次のようなものです。

- 1 倒産防止共済に加入する。
- 2 生命保険、がん保険、生存保険を利用する。
- 3 特別償却がとれるような固定資産を購入する。

極めてオーソドックスな手法ですが、まずはこれらをやって、更に節税が必要なら次を考えるのが筋でしょう。

1 倒産防止共済は公的な共済制度で、中小企業者の取引先事業者が倒産した場合に、自らが連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するために共済金の貸付けを受ける制度で、中小企業者の経営の安定を図ることを目的としています。積立た掛け金総額の10倍または被害額のどちらか少ない額の範囲内で、最高8,000万円の貸付けを受けることができます。

掛け金月額は、5,000円から20万円までの範囲で5,000円刻みで自由に選ぶことができ、掛け金は800万円に達するまで積立てできます。年額240万円を一度に積み立てることができます。

なお、税法上では納付した掛け金について、個人事業の場合は事業所得の必要経費、法人の場合は損金に算入することができます。

当然決算書上も積立額は資産に計上されます。建設業者で経営審査を受けるような場合、また銀行に決算書を提出する場合など評価が上がります。。但し、解約するときには利息等は一切付きません。掛けた年数により、掛け金総額の75%～100%を解約手当金として受け取ることができます。その際、掛けたときに税法上損金に計上しているわけですから、解約する時も帳簿の上では単に定期預金を解約するような仕訳ですが、税務上は益金（利益）になります。ですから、解約は赤字が出ているような時に行います。

2 次に選択するのは生命保険です。長期平準定期保険、がん保険など、全額損金になるもの、半分損金になるものなどさまざまな形態のものが出ています。

保険会社が新しい保険を作るたびに、国税庁がつぶしにかかるのが現実です。法人が加入する保険は将来の役員退職金に充当する目的のものが多いようです。

1 をまず行って、会社に資金的余力があればこの2の保険をぜひお勧めします。

3 の特別償却は、現在花型は太陽光発電でしょう。

特別償却で全額損金にできるだけでなく、20年間の電力会社が固定の買取価格を保証しているので、節税だけでなく将来の利殖としても注目されています。当社の関与先でも太陽が当たる敷地があればどしどし設置している先もあります。

どの制度もそれぞれ長所も欠点もあります。実行するときは必ず担当者に相談してください。

☆ シンプルスピード 初級編★

担当:宗盛早織

補助を活用しよう！

シンプルスピードの補助集計表を使っていますか？

売掛金や買掛金など取引先ごとの残高を把握するには必要不可欠な機能です。

今回は、売掛金の補助集計表を作成してみましょう。

- まず、下準備として**財務メインメニュー**の**補助一覧**より取引先や区分など必要事項を入力します。



補助No.・補助名・よみ（ひらがな）・区分を入力します

※補助No.は重複しない任意の数字が入れられます

科目に合わせて4191(預り金関係)や441.1(借入金関係)など工夫して使いやすくしましょう

補助No.	補助名	上り	区分
新規登録	001 会社	支へ	売掛先

- 該当する仕訳を入力する際に、先程設定した**補助No.**を入力します。

年月日 部門	借方記号	貸方記号	輸込金額	借方摘要	税率	貸方摘要	税率
補助No. 補助内容	摘要						

途中で補助No.がわからなくなったら仕訳帳下の**検索ボタン**から検索できます。

あか	さた	なは	まや	らわ	わまで
き	し	に	ひ	り	
うく	すつ	ふむ	ゆる	り	一覧
えき	め	む	る	へ	前へ
そと	のほ	もよ	ろ	のぞ	次へ

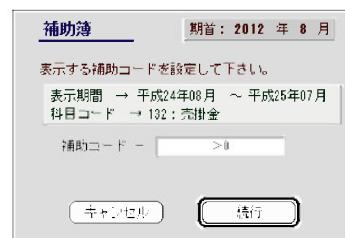
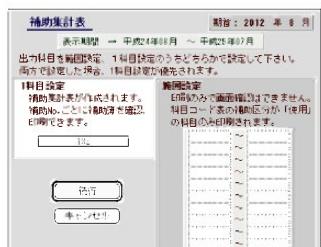
例) ひりがなに「えーしゅ」と入力しているので「え」を押すと表示されます。

☆ポイント☆

検索ボタン下のバーもボタンになっているので該当する補助を押せばそのまま仕訳に入力されます。

- 仕訳をすべて入力し終えたら、いよいよ補助集計をだしてみましょう。

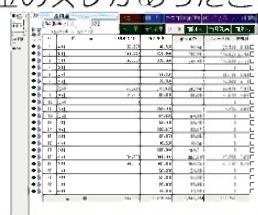
仕訳帳メニューの**補助集計表ボタン**を押し期間を選択すると、補助科目を選び画面がでてきます。出力したい科目の番号(今回は売掛金)を入力し続行！！



このまま続行すると売掛金に関する補助が全て確認できます。
特定の補助だけ印刷する場合にはコードを入れてください。

※複数の補助簿を印刷したい時には範囲設定で設定できますが、科目ごとに残高を確認しながら印刷する方がオススメです。

補助集計表ができました。補助を使うと月毎の取引先の残高が一目瞭然もし請求書と入金のズレがあったとしてもすぐに発見できます。



ぜひ一度使ってみてくださいね。



-連載漫画- 大工のゲン

帰ってきた大工のゲンさん

はかない命

おおばじう



弊社ホームページに今までのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。 <http://www/kaikei.co.jp>

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆広島市 物品の売買、役務の提供の競争入札参加資格の更新手続き

平成26・27・28年の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)に係る競争入札参加資格審査の更新申請又は新規申請の受付けを行っています。

[申請(入力)受付期間] 平成25年7月11日(木)から同年8月15日(木)までの各日

◆お盆休み

8月14日(水)から18日(日)までを、お盆休みとさせて頂きます。
どうぞよろしくお願ひ致します。

セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。
次回9月6日(金) 税理士 吉國雄一郎

「消費税8%に備えて・証券投資税制」

場所：大場税務会計3階 会議室

時間： 13:30～15:00

定員：20名程度 《入場無料》

持ち物： 筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

編集後記

春木 開加

8月6日、68回目の原爆の日を迎えました。今年も国内外から多くの方が平和祈念式典に参列されました。被爆者の高齢化が進んでいることもあり、今年から新たに国際会議場で式典中継が見られるよう、配慮もされるようになったということです。

式典に先立って、今年は「ピース・アーチ・ひろしま」というプロジェクトの一環として「World Peace Concert “HIROSHIMA 2013”」という様々なジャンルの音楽を楽しむことができるコンサートが開催され、著名なアーティストが多数参加されました。「復興と平和の象徴として知られる広島から、アーチ(弓)のような強い力で、ときにはアーチ(架け橋)となり広島と世界、人と人、情報をつなげていきたい」というプロジェクトの目的に賛同し、参加されたのだと思います。

被爆経験がない世代には広島に住んでいても、平和について広く考えたり行動したりということは少ない気がします。広島に住んでいるのだから、世界中のどんな人に平和や原爆について意見を求められても自分なりの考え方を伝えられるような大人にならないといけない、と今年も感じた8月6日でした。